

男性育休、してますか？



～令和8年度宮城県男性育休取得奨励金の申請受付を開始します～

県では、県内の中小企業等における男性の育児休業取得の促進とその期間の長期化を促すため、令和7年度から「宮城県男性育休取得奨励金」を創設し、男性従業員に対し一定の育児休業を取得させた場合に奨励金を支給しています。



令和7年度に奨励金を支給した企業様からは、奨励金をきっかけとして…

- ◇ より長期の育休取得につながった
- ◇ 事業所内で第一号の育休取得者となった
- ◇ 育休等に関する社内規定の改善につながった などの声が寄せられております！

男性育休の一層の推進を図り、誰もが仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備につなげていくため、令和8年度も引き続き本事業を実施することとし、令和8年4月1日から、令和8年度分の申請の受付を開始いたします。

1 奨励金の概要

(1)対象となる事業者

- 県内に本社又は本店を置く中小企業等(個人事業主を含む)
- 申請は1事業者当たり1回限り(令和7年度に申請済みの事業者は対象外)

(2)対象となる従業員の要件

- 雇用保険の被保険者として雇用されている男性従業員
- 育児休業開始日の2か月以上前の日から雇用され、県内の事業所に勤務していること

(3)支給額

- 男性従業員の育児休業取得日数に応じた額を支給
- 国の両立支援等助成金など他の助成金との併用可能

28日以上6か月未満の育休だと…

20万円



6か月以上の育休だと…

50万円



2 奨励金の活用例

交付した奨励金は、代替要員確保のための人件費、休業中の業務をフォローする従業員又は育休取得者本人への手当支給など幅広く活用いただけます。

活用事例や申請方法
など詳しくは

(参考)宮城県男性育休取得奨励金ホームページ

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/danseiikukyushoureikin.html>

